

農地改良に係る農地の一時転用許可に関する運用について

27産労農振第2135号

平成28年4月1日

第1 趣旨

農地法施行細則（昭和28年東京都規則第98号。以下「細則」という。）、東京都農地転用許可要綱（平成17年4月28日16産労農振第2320号。以下「要綱」という。）及び東京都農地転用許可要領（平成17年4月28日16産労農振第2329号。以下「要領」という。）に基づく農地改良に係る農地の一時転用に関する許可については、細則、要綱及び要領に定めるもののほか、この運用に定めるところにより行うものとする。

第2 処理方法

1 対象農地

この運用は、農地改良を行おうとする農地を対象とする。

ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域と定められた区域内にある農地を除く。

2 許可申請の要否

農地改良事業が次に掲げるいずれかに該当する場合は、許可申請を要するものとする。

- (1) 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が3ヶ月以上の場合
- (2) 農地改良により一時転用する農地の面積が1,000平方メートル以上の場合
- (3) 農地改良による盛土の高さ及び掘削の深さのいずれかが1.0メートル以上の場合

第3 農地の一時転用許可申請

許可申請にあたっては、要領第2の3で規定する「申請書の添付書類」に加え、次の書類を提出する。

- 1 工事期間、施工者名、費用負担等の工事内容が確認できる書類（工事請負契約等）
- 2 搬入土量計算書
- 3 造成計画（現況に基づく）の内容が確認できる次の図面等
 - (1) 計画平面図（事業区域、搬入路及び周辺農地等に対する被害防除方法が確認できる図面）
 - (2) 計画断面図（盛土及び切土の内容が確認できる図面）

第4 一時転用許可

1 一時転用許可に関する基準

農地改良における農地の一時転用許可は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、許可することができない。

- (1) 農地改良後に復元される農地が、農地の形状、勾配、土壌等からみて、従前の農地と同等又はそれ以上の営農上の利用価値を有する農地と認められず、営農の改善向上が図られると認められない場合
- (2) 農地改良後の農地が確実に農地として復元され、速やかに耕作の用に供されると認められない場合
- (3) 農地改良による農地の一時転用期間が、適正な期間であると認められない場合
- (4) 農地改良後、復元された農地の盛土等による仕上がり面が周辺地盤より30センチメートルを超える等、著しく高くなる場合
- (5) 盛土又は土の掘削等により周辺農地及び農業施設等へ影響を及ぼすおそれがある場合

2 許可条件等

都は、一時転用を許可する場合、次の条件等を付すものとする。

(1) 用途欄

一時転用許可期間を記載すること。

(2) 条件欄

ア 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときには、遅滞なくその旨を報告すること。

イ 許可期間中は、一時転用しない農地の管理に支障がないようにすること。また、許可期間が満了し、農地に復元した後は、直ちに耕作を再開すること。

3 指令書

都は、一筆のうちの一部の転用許可の場合は、許可指令書に図面を添付する。

第5 許可後の確認

農業委員会は、「農地の一時転用許可後の工事完了報告書」の提出があった場合は、速やかに現地の確認を行う。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。